

令和6年度

北海道科学技術賞・北海道科学技術奨励賞

推薦要綱

北海道総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課

北海道科学技術賞・北海道科学技術奨励賞推薦要綱目次

○ 北海道科学技術賞・北海道科学技術奨励賞表彰事務取扱要領	1
○ 候補者調査書の記載要領等	3
○ 候補者調査書（個人）	7
○ 候補者調査書（団体）	8
○ 候補者調査書（奨励賞）	9
○ 附属資料（功績概要関連資料）	10
○ 参考資料	
北海道表彰規則	13

北海道科学技術賞・北海道科学技術奨励賞表彰事務取扱要領

第1 趣旨

北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の表彰事務の取扱については、北海道表彰規則及び北海道表彰事務取扱要領によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 表彰の対象者

表彰の対象者は、次の基準に該当するものとする。

1 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体（グループを含む）であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なもので、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 優れた発明、研究、技術の育成を行い、道民生活の向上、本道産業の振興など、経済社会の発展振興に寄与したもの
- (2) 科学技術の普及啓発活動等、科学技術に対する道民の意識、関心の向上に寄与したもの
- (3) その他本道における科学技術の振興に寄与したもの

2 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として、本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著であって、かつ、今後の活躍が期待される個人。（表彰年度の4月1日現在において45歳未満の者に限る）

第3 表彰の基準等

1 受賞候補者の学歴については、特別の要件を設けない。

2 次の各号の一に該当するものは、表彰の対象としない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- (4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- (5) 執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- (6) その他表彰することが適当でないと認められるもの

3 国の表彰を受けた者は、原則として当該表彰等と同一の事績によっては表彰しない。（叙勲、褒賞を含む。）

4 北海道科学技術奨励賞については、過去に北海道科学技術奨励賞を受賞した者を重複して表彰しない。

5 現職の北海道科学技術審議会委員は、表彰の対象としない。

6 過去に推薦されたが、受賞しなかったものについては、表彰の対象とできる。

第4 表彰の推薦

表彰の候補者を推薦しようとするものは、候補者調査書等を作成して、別に定める日まで総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課へ提出するものとする。ただし、機関に属する個人、団体（グループを含む）を機関推薦する場合を除き、表彰の候補者による自薦は認めない。

第5 受賞者の選考及び決定

受賞者の選考については、北海道科学技術審議会の意見を聞いた上で、知事が決定する。

附則（平成20年10月15日科技第441号）

この要領は、平成20年10月15日から施行する。

一部改正（平成23年6月27日科技第118号）

一部改正（平成24年7月3日科技第263号）

一部改正（平成25年7月1日科技第149号）

一部改正（平成26年6月11日科技第98号）

一部改正（平成27年6月11日科技第117号）

一部改正（平成31年4月15日科技第38号）

一部改正（令和2年4月20日科技第19号）

一部改正（令和3年4月23日科技第62号）

候補者調査書の記載要領等

1 表彰の対象

北海道科学技術賞は個人と団体を、北海道科学技術奨励賞は個人を対象としております。

2 使用する候補者調査書

(1) 北海道科学技術賞

- ・候補者が個人の場合「北海道科学技術賞受賞候補者調査書（個人）」
- ・候補者が団体の場合「北海道科学技術賞受賞候補者調査書（団体）」

(2) 北海道科学技術奨励賞

- ・「北海道科学技術奨励賞受賞候補者調査書」

3 各候補者調査書に共通する事項について

(1) 候補者調査書はA4縦用紙1枚に、候補者の略歴や功績を簡潔にまとめてください。

(2) 「賞罰」の欄には、候補案件に関する表彰歴のうち、主なものについて受賞年月、受賞機関、各種表彰の賞の名称、受賞した功績の名称を記載してください。「略歴」の欄含め、表記に当たっては全て元号及び月から記載します。

（例）令和〇年〇〇月（一社）〇〇協会より〇〇〇〇賞受賞（・・の功績）

(3) 「功績名」の欄には、功績の内容を簡潔（40字以内）に表現し、記載してください。

(4) 功績内容「分野」の欄には、以下の例示から分野を記入してください。

分 野	分 科
化 学	基礎化学、複合化学、材料化学 など
工 学	応用物理学、工学基礎、機械、電気電子、土木、建築、材料、エネルギー など
生 物 学	基礎生物学、生物化学、人類学 など
農 学	農学、農芸化学、森林、水産、農業経済、農業工学、畜産、獣医学 など
医歯薬学	薬学、基礎医学、内科系臨床医学、外科系臨床医学、歯学、看護学、公衆衛生学など
総合領域	情報、環境、科学教育、普及啓発、産学官連携 など

(5) 功績内容「概要」の欄には、候補者の発明、研究等の概要をはじめ、研究成果などについて、当該分野の専門家以外の一般道民にも理解できるよう、可能な限り具体的かつ平易な表現で記述してください。その際、研究・発明と本道経済の関連性等を明確にしてください。

※ 記述例として、令和5年度北海道科学技術賞・科学技術奨励賞受賞者の功績概要 (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssg/174499.html>) も参考にしてください。

※ 詳細な功績は、附属資料（功績概要関連資料）に記載して添付してください。

(6) 推薦は個人でも機関でも可能です。推薦する機関については、部門やセクター単位（研究所、部課など）であっても構いません。機関推薦の場合は、「職業」欄は記入不要です。

また、推薦者「照会先担当者氏名（アドレス）」の欄には、本件に関して事務手続きの取り次ぎを担っていただく方の氏名（アドレス）を記載してください。（調査の記載内容の確認、当落結果の通知、受賞が決まった際の手続き等に関するやり取りをさせていただきます。）

4 北海道科学技術賞受賞候補者調査書（個人）の記載について

- (1) 候補者「氏名」の欄には、必ずふりがなを付してください。
- (2) 候補者「生年月日」の欄には、令和6年4月1日現在の年齢を記載してください。
- (3) 候補者「現住所」及び勤務先「所在地」の欄には、都道府県名から記載し、番地については「1－2－3」のように横棒でつなげてください。
- (4) 勤務先「名称」の欄には、〇〇株式会社〇〇研究所のように、候補者が所属する機関名まで記載してください。
- (5) 勤務先「業務内容」の欄には、「電子機器の試験研究」のように、会社等の業務について簡単に記載してください。
- (6) 勤務先「業務上の役職名」の欄には、〇〇株式会社〇〇研究所研究部長等のように、候補者の役職名を記載してください。
- (7) 現在までの略歴「学歴」、「職歴」の欄には、主要なものを記載してください。
- (8) 功績内容「本道産業の振興、道民生活の向上など、経済社会の発展振興等への寄与」の欄には、候補者の研究、発明等がどのように本道経済の振興、道民生活の向上などに活用されているか、又は活用される予定かなど、アピールポイントを簡潔かつ平易な表現で記載してください。

5 北海道科学技術賞受賞候補者調査書（団体）の記載について

- (1) 候補団体「名称」、「代表者職氏名」の欄には、必ずふりがなを付してください。
また、「名称」は〇〇株式会社〇〇研究所のように機関名まで記載してください。
- (2) 候補団体「事務所所在地」の欄には、都道府県名から記載し、番地については「1－2－3」のように横棒でつなげてください。
- (3) 候補団体「活動分野」の欄には、「電子機器の試験研究」のように、会社等の業務について簡単に記載してください。
- (4) 「現在までの沿革」の欄には、候補団体の主な沿革を箇条書きしてください。
- (5) 功績内容「本道産業の振興、道民生活の向上など、経済社会の発展振興等への寄与」の欄には、候補者の研究、発明等がどのように本道経済の振興、道民生活の向上などに活用されているか、又は活用される予定かなど、アピールポイントを簡潔かつ平易な表現で記載してください。

6 北海道科学技術奨励賞受賞候補者調査書の記載について

- (1) 候補者「氏名」の欄には、必ずふりがなを付してください。
- (2) 候補者「生年月日」の欄には、令和6年4月1日現在の年齢を記載してください。
- (3) 候補者「現住所」及び勤務先「所在地」の欄には、都道府県名から記載し、番地については「1－2－3」のように横棒でつなげてください。
- (4) 勤務先「名称」の欄には、〇〇株式会社〇〇研究所のように、候補者が所属する機関名まで記載してください。

- (5) 勤務先「業務内容」の欄には、「電子機器の試験研究」のように、会社等の業務について簡単に記載してください。
- (6) 勤務先「業務上の役職名」の欄には、〇〇株式会社〇〇研究所研究部長等のように、候補者の役職名を記載してください。
- (7) 現在までの略歴「学歴」、「職歴」の欄には、主要なものを記載してください。
- (8) 功績内容「将来性について」の欄には、候補者の研究、発明等が将来的にどのような効果を生み出すことが期待されるかなど、アピールポイントを簡潔かつ平易な表現で記載してください。

7 候補者推薦書の作成について

推薦の方法は、機関からの推薦によるものと、個人からの推薦によるものの2つの方法がありますが、いずれも次により作成のうえ関係書類とあわせて提出してください。

- (1) 候補者推薦書は、候補者の功績に対する客観的評価に資するものとなります。
- (2) 候補者推薦書は、候補者及び候補者の功績内容を十分理解している方（功績内容の専門分野における有識者、関係学会に所属する学会員、大学等において関連する研究等に携わる研究員など）が、作成してください。
- (3) 候補者推薦書は、功績についての優秀性及び当該分野におけるインパクト等のほか、北海道科学技術賞については、本道産業の振興、道民生活の向上などへの寄与に関する記載を、北海道科学技術奨励賞については、研究、発明等の将来性を含めて記載するとともに、当該分野の専門家以外の者にも明確かつ理解できるように作成してください。
- (4) 様式は任意ですが、評価者の所属機関・役職・氏名は必ず記載してください。
- (5) 候補者推薦書を記載する方は、推薦者や推薦機関と直接の関わりのない方であっても構いませんが、その場合は、候補者との関係について、推薦書の中で触れてください。

8 関係書類の提出について

- (1) 提出書類
- ①候補者調査書
 - ②附属資料(功績概要関連資料)
 - ③候補者推薦書
- ※ 複数推薦する場合は候補者毎に作成してください。
- ④顔写真（電子データ）
- ※ 受賞が決定した場合には、贈呈式で配付する“しおり”用として使用させていただきますので、ご了承願います。
- (2) 提出方法等
- 上記提出書類のうち①から③はA4判とし、紙に印刷したものを各1部提出するとともに、①から④については電子データをCD-ROM又は電子メールにて提出してください。
- (3) 提出期限
- 令和6年（2024年）7月19日（金）

(4) その他

候補者調査書の記載要領及び様式等については、北海道のホームページ（アドレス <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssg/186391.html>）からダウンロードできます。

【問い合わせ及び書類の提出先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部次世代社会戦略局
科学技術振興課 科学技術振興係 担当：山本
TEL：(011) 231-4111 (内線 26-834)
(011) 204-5126 (ダイヤルイン)
FAX：(011) 232-3962
E-mail : sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

北海道科学技術賞受賞候補者調査書（個人）							
候補者	ふりがな 氏名	生年 月日	平昭大 (年齢) 年 月 日	現住所	〒	TEL () -	
勤務先	名称	令和6年4月1日現在の年齢		業務内容			
	所在地	〒	TEL () -	業務上の役職名			
現在までの略歴	学歴			職歴			
	略歴、賞罰欄は元号及び月から記載願います。 (令和〇年〇月〇〇大学卒業など)						
賞罰							
功績名							(40字以内)
功績内容	<input type="checkbox"/> 分野 <input type="checkbox"/> 概要						<u>当該分野の専門家以外の一般道民にも理解できるよう具体的かつ平易な表現で記述してください。</u>
	<input type="checkbox"/> 本道産業の振興、道民生活の向上など、経済社会の発展振興等への寄与 <u>※ 研究・発明等と本道経済の関連性を明確に記載願います。</u>						
推薦者	ふりがな 氏名/機関名		職業	※ 機関推薦の場合は記入不要	住所/ 所在地	〒	TEL () -
	推薦者の意見	アドレスの入力間違いにご注意ください 照会先担当者氏名（アドレス） (@)					

北海道科学技術賞受賞候補者調査書（団体）

候補団体	ふりがな 名称			設立年月日	年 月 日		
	ふりがな 代表者 職氏名			本道における活動年数	年		
	事務所所在地	〒	TEL () -	活動分野			
現在までの沿革	沿革、賞罰欄は元号及び月から記載願い ます。（令和〇年〇月～）						
賞罰							
功績名							
功績内容	<input type="radio"/> 分野 <input type="radio"/> 概要 <input type="radio"/> 本道産業の振興、道民生活の向上など、経済社会の発展振興等への寄与 <u>※ 研究・発明等と本道経済の関連性を明確に記載願います。</u>					<u>当該分野の専門家以外の 一般道民にも理解できるよう 具体的かつ平易な表現で記述 してください。</u>	
	推薦者	ふりがな 氏名／機関名	職業	※ 機関推薦の場合は記入不要	住所／ 所在地	〒	TEL () -
	推薦者 の意見	アドレスの入力間違いにご注意ください					照会先担当者氏名（アドレス） (@)

北海道科学技術奨励賞受賞候補者調査書							
候補者	ふりがな 氏名	生年 月日	平昭大 (年齢 歳)	現住所	〒	TEL ()	
勤務先	名称	令和6年4月1日現在の年齢		業務内容			
	所在地	〒 TEL () -		業務上の役職名			
現在までの略歴	学歴			職歴			
	<p>略歴、賞罰欄は元号及び月から記載願います。(令和〇年〇月 〇〇大学卒業など)</p>						
賞罰							
功績名							(40字以内)
功績内容	<input type="checkbox"/> 分野 <input type="checkbox"/> 概要 <input type="checkbox"/> 将来性について <p><u>※ 研究、発明等が将来的にどのような効果を生み出すことが期待されるかについて記載願います。</u></p>						<p><u>当該分野の専門家以外の一般道民にも理解できるよう具体的かつ平易な表現で記述してください。</u></p>
推薦者	ふりがな 氏名/機関名	職業	※ 機関推薦の場合は記入不要		住所/ 所在地	〒 TEL () -	
	推薦者 の意見	<p>アドレスの入力間違いにご注意ください</p>					
	照会先担当者氏名(アドレス)	(@)					

■ 附屬資料（功績概要関連資料）記載要領

■附属資料（功績概要関連資料）記載用

功績名	(調査書記載の功績名)
効果・影響度 〔社会的・経済的波及効果〕 800字程度	
新規性・独創性 〔特許・実用新案等〕 800字程度	

■附属資料（功績概要関連資料）記載用

功績名		(調査書記載の功績名)
その他の業績等	表彰歴	
	研究論文の主なもの	
	一般講演等	
	その他資料等	

北海道規則第31号 北海道表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、知事の行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 表彰状による表彰

- ア 北海道功労賞
- イ 栄誉賞等
- ウ 北海道文化賞等
- エ 北海道スポーツ賞

(2) 感謝状による表彰

(3) 賞状による表彰

(北海道功労賞)

第3条 北海道功労賞は、本道の経済、社会、文化等の発展に貢献し、その功労が特に顕著な個人又は団体に対して贈呈する。

(栄誉賞等)

第4条 栄誉賞等は、広く道民に敬愛され、道民に希望と活力を与えていたる個人又は団体に対して、次に掲げる区分により贈呈する。

1 栄誉賞 文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著なもの

2 栄誉をたたえて 文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が顕著なもの

(北海道文化賞等)

第5条 北海道文化賞等は、本道の発展に功績のあった個人又は団体に対して、次に掲げる区分により贈呈する。

(1) 北海道文化賞

芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が特に顕著なもの

(2) 北海道文化奨励賞

芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が顕著であって、かつ、今後の活動が期待されるもの

科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なもの

(3) 北海道科学技術賞

科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著であって、かつ、今後の活躍が期待されるもの

(4) 北海道科学技術奨励賞

多年地方自治の進展、社会福祉の増進、保健衛生の向上、生活環境の保全等に貢献し、その功績が顕著なもの

(5) 北海道社会貢献賞

多年産業の振興に貢献し、その功績が顕著なもの

(6) 北海道産業貢献賞

他の模範となるような善行又は努力したもの

(7) 北海道善行賞

(北海道スポーツ賞)

第6条 北海道スポーツ賞は、スポーツ競技会において特に優れた成績を収めた個人若しくは団体又はスポーツの振興に寄与した個人若しくは団体に対して贈呈する。

(感謝状による表彰)

第7条 感謝状による表彰は、前2条に定めるもののほか、道行政に寄与し、その功績が著しく、感謝するに足ると認められる個人又は団体に対して行う。

(賞状による表彰)

第8条 賞状による表彰は、審査会、品評会、共進会その他の催し等において特に優れた成績を収め、賞するに足ると認められる個人又は団体に対して行う。

(表彰の方法)

第9条 表彰状、感謝状及び賞状の贈呈は、副賞を添えて行うことができる。

2 前条の表彰は、賞状に代えて賞品又は賞金を贈呈して行うことができる。

(公表)

第10条 知事は、第3条から第6条までの規定による表彰を決定したときは、その決定したものの氏名、名称等について、道民に広く周知できる方法により公表するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成25年6月28日から施行する。